

日本遺伝性腫瘍学会
家族性腫瘍カウンセラー制度細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会（以下、日本遺伝性腫瘍学会という）一制度規則（以下、「規則」という）の施行について必要な事項を定める。

(遺伝性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度小委員会（以下、小委員会）の委員)

第2条 規則第3条に定める小委員会の委員は、以下の構成とする。

委員長および委員は、医療に関わる職種（医師、看護師、助産師、保健師、薬剤師、臨床検査技師など）の職種構成を考慮して、日本遺伝性腫瘍学会理事会が推薦する。

第2章 申請・登録

(家族性腫瘍カウンセラーの申請手続き)

第3条 家族性腫瘍カウンセラーの申請には以下の各号に定める書類ならびに審査料が必要である。申請に必要な書式は日本遺伝性腫瘍学会のホームページからダウンロードすることができる。

- (1) 家族性腫瘍カウンセラー申請書（書式①）
- (2) 履歴書（書式②）
- (3) 遺伝性（旧家族性）腫瘍セミナー（以下、遺伝性腫瘍セミナー）受講修了証（セミナー受講時に授与）あるいは事務局が発行した受講証明書の縮小コピーを貼付した書式（書式③）
- (4) 臨床遺伝専門医あるいは認定遺伝カウンセラーの資格を証明する書式の縮小コピーを貼付した書式（書式④）
- (5) 審査料（5,000円の振込を証明する書類：振込証書のコピー等）（書式⑤）

(家族性腫瘍カウンセラーの登録手続き)

第4条 家族性腫瘍カウンセラーの登録は、審査結果が申請者に通知された後、以下の登録料が事務局に送付され、称号証書が発行されたことをもって完了とする。

- (1)登録料（10,000円の振込） *一旦受領した費用は、返還しない。

第3章 更新

(家族性腫瘍カウンセラーの更新手続き)

第5条 家族性腫瘍カウンセラーの更新には有効期間中に以下の各号に定める必修単位および

研修単位の取得ならびに更新料が必要である。

有効期間中に 1 回以上の遺伝性腫瘍セミナー参加（10 単位）および日本遺伝性腫瘍学会学術集会参加（5 単位）の 15 単位を必修単位とし、これに選択単位 35 単位を加え合計 50 単位以上の取得を必要とする。

< 必須単位：15 単位 >

- (1) 日本遺伝性腫瘍学会の主催する遺伝性腫瘍セミナーへの参加 10 単位（1 回以上の参加を必修とする）
- (2) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会への参加 5 単位（1 回以上の参加を必修とする）

< 選択単位：35 単位 >

- (3) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会での発表（演者）10 単位
- (4) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会での発表（共同演者）5 単位
- (5) 学会誌（家族性腫瘍）への論文発表（著者）10 単位
- (6) 学会誌（家族性腫瘍）への論文発表（共著者）5 単位
- (7) 日本遺伝性腫瘍学会の主催するセミナーでの講師 10 単位
- (8) 日本遺伝性腫瘍学会の主催するセミナーでのファシリテーター 10 単位
- (9) その他、日本遺伝性腫瘍学会の主催する遺伝性腫瘍アドバンストセミナーへの参加 5 単位、あるいは臨時のセミナー（以下、生涯研修セミナー）への参加 5 単位

*有効期間中に遺伝性腫瘍セミナーおよび学術集会に複数回参加した場合は、必修単位を超過する分を選択単位に充当して更新手続きが可能である。

< 申請に必要な書類 >

- (1) 家族性腫瘍カウンセラー更新申請チェック票（書式⑥）
- (2) 更新申請書（書式⑦）
- (3) 更新単位集計表（書式⑧-1）
- (4) 家族性腫瘍セミナー（10 単位）、遺伝性腫瘍アドバンストセミナー・生涯研修セミナー（5 単位）への参加記録（書式⑧-2）
- (5) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会（5 単位）への参加記録（書式⑧-3）
- (6) 日本遺伝性腫瘍学会の学術集会での演題発表、学会誌への論文の業績一覧（書式⑧-4）
- (7) 遺伝性腫瘍セミナーでの講師・ファシリテーターの記録。（書式⑧-5）
- (8) 資格を証明する証書写し（書式⑨）
- (9) 更新料（10,000 円の振込を証明する書類：振込証書のコピー等）（書式⑩）

*更新に必要な書式は、日本遺伝性腫瘍学会のホームページからダウンロードすることができる。

*更新の延長期間は 3 年未満とし、延長期間は有効期間に含むものとする。

第4章 再交付

(改姓、紛失等による称号証書の再交付申請手続き)

第6条 改姓、紛失等により、称号証書の再交付を必要とする場合は、以下の書類を添えて申請することができる。

- (1) 再交付願
- (2) 本人確認書類(パスポート、運転免許証、健康保険証等のコピー)
- (3) 戸籍謄本(改姓の場合)
- (4) 再交付料 (2,000 円の振込を証明する書類：振込証書のコピー等)

第5章 申請・更新・再交付書類の提出先と期限

(手続き書類の提出先と提出時期)

第7条 手続きに関わる書類の提出先と受付期限は、以下のとおりである。

- (1) 提出先は、以下とする。

〒675-0055 兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口 601-1 有限会社トータルマップ内
FCC 制度小委員会事務局 「申請、更新あるいは再交付願書類在中」と朱書きのこと

- (2) 受付期限

- (i) 申請の場合は毎年 11 月 15 日から 12 月 15 日 (当日消印有効)
- (ii) 更新の場合は各称号の有効期間最終年度終了期限の約 2 ヶ月前(12 月 16 日から翌年 1 月 10 日) (当日消印有効)
- (iii) 再交付の場合は、随時受け付ける

(改定)

第8条 本細則の改定は制度委員会での決定により行うものとする。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもの以外に、規則の実施に際して必要な事項は、制度委員会が定める。

附則

(施行期日)

1. 本細則は 2019 年 6 月 17 日より施行する。

*本規則は、家族性腫瘍コーディネーターの制度変更に伴い、家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度規則(2011年5月27日施行)をもとに作成し2019年6月13日承認を得たものである。